

宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務委託契約  
に係る競争入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。第3条第2項において「政令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、県が発注する宍道湖流域下水道終末処理場、幹線管渠その他の流域下水道施設(以下「宍道湖流域下水道終末処理場等」という。)における維持管理業務委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(次条において「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)、その審査その他必要な事項について定めるものとする。

(入札参加資格)

第2条 競争入札には、次に掲げる事項を要件とする入札参加資格を有することを知事が認定した者でなければ参加することができない。

- (1) 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号。以下「登録規程」という。)第2条の規定による登録を受けていること。
- (2) 島根県において県税(個人の県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)の滞納がないこと、又は納税義務がないこと。
- (3) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと、又は納税義務がないこと。
- (4) 第4条第1項の規定による申請に当たり虚偽の申請を行ったことがないこと。

(資格の審査)

第3条 前条に規定する入札参加資格の認定を受けようとする者は、当該認定に係る審査(以下「入札参加資格審査」という。)を受けなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。
  - (1) 政令第167条の4の規定に該当する者
  - (2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、島根県の発注する業務委託等からの排除要請があり、当該状態が継続しているもの
- 3 入札参加資格審査は、随時行うものとする。

(審査の申請手続)

第4条 入札参加資格審査を受けようとする者は、入札参加資格審査申請書(別記様式。以下、「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 登録規程第2条の規定による登録を受けていることを証明する書類の写し
  - (2) 登録規程第7条の規定により国土交通大臣に提出した書類の写し
  - (3) 委任状(契約の締結に係る権限を委任する場合に限る。)
  - (4) 県民センター所長が発行した県税の滞納がないこと、又は納税義務がないことの証明書(申請日前3月以内に発行されたものに限る。)
  - (5) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと、又は納税義務がないことの納税証明書(申請日前3月以内に発行されたものに限る。)
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 2 前項の規定により提出する書類のうち、申請書及び委任状は日本語で作成し、その他の書類で外国語で記載したものには日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。
  - 3 第1項各号に掲げる書類の金額欄は、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。
  - 4 第1項の規定により提出する書類は、土木部下水道推進課へ持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便により送

付するものとする。

(審査結果の通知)

第5条 知事は、入札参加資格審査の結果を申請者に通知するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第6条 認定された入札参加資格の有効期間は、認定を受けた日から認定を受けた年度の翌々年度の3月31日までとする。

(商号等の変更の届出)

第7条 入札参加資格の認定を受けた者（以下「有資格者」という。）は、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちにその旨を書面により知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称及び代表者
- (2) 営業所の名称及び所在地並びにその代表者
- (3) 第4条第1項第3号に掲げる委任状の記載事項

2 第4条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(登録の更新を証明する書類の提出)

第8条 有資格者は、登録規程第2条第3項の規定により登録の更新を受けたときは、直ちにその旨を証明する書類の写しを知事に提出しなければならない。

2 第4条第4項の規定は、前項の規定により提出する書類について準用する。

(認定の取消し)

第9条 知事は、有資格者が第2条第1号に該当しなくなったとき、又は第3条第2項に規定する者に該当することとなったときは、入札参加資格の認定を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、その者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成10年 1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月5日から施行する。

附 則

1 この告示は、平成23年12月6日から施行する。

2 この告示による改正後の宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱第3条の規定は、平成23年12月日以後に行う入札参加資格審査の申請から適用し、同日前に行った入札参加資格審査の申請については、なお従前の例による。